



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

東京都中央区日本橋室町四丁目 1 番 11 号
会社名 堀田丸正 株式会社
代表者名 取締役社長 井上 徹
(コード番号 8105 東証第二部)
問合せ先 執行役員管理本部長
矢部 和秀
(TEL 03 - 3548 - 8139)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

- ① 経営体制の一層の充実を図るため、現行定款第28条（代表取締役および役付取締役）第3項に定める、役付取締役に取締役副会長および取締役相談役を定めることができる旨を追加するものであります。
- ② 上記と同様に経営体制の一層の充実を図るため、現行定款第29条（執行役員、相談役、参与および顧問）に定める、執行役員、相談役、参与および顧問に副会長を定めることができる旨を追加するものであります。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年 6 月 27 日公布）により、非業務執行取締役、社外監査役以外の監査役に対して、会社に対する損害賠償責任の一部を免除することが可能となったことにより、これら非業務執行取締役等による業務執行に関するモニタリングが十分に機能されるように、現行定款第 33 条（取締役の責任免除）及び同第 44 条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。なお、現行第 33 条の変更については、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日（木）
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日（木）

以上

(下線は変更部分を示します)	
現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第28条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(執行役員、相談役、参与および顧問)</p> <p>第29条</p> <p>取締役会の決議により、執行役員、相談役、参与および顧問若干名を置くことができる。</p> <p>第30条～第32条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第34条～第43条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第44条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第28条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(執行役員、<u>副会長</u>、相談役、参与および顧問)</p> <p>第29条</p> <p>取締役会の決議により執行役員、<u>副会長</u>、相談役、参与および顧問若干名を置くことができる。</p> <p>第30条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第34条～第43条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p>

<p>423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第44条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
---	---

以上